

特別職等の退職手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十五号

特別職等の退職手当の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特別職等の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号。以下「条例」という。）第三条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する者の退職手当の特例に関して必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の特例)

第二条 条例第三条第一項に規定する者が、当該特別職等（条例第一条に規定する特別職等をいう。以下同じ。）を退職し、その者が退職の日又はその翌日に引き続き同一の特別職等又は他の特別職等となった場合には、当該退職に伴う退職手当は支給しない。この場合において、その者の先の特別職等としての在職期間は、後の特別職等としての在職期間に通算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。